

## 川崎市シニアパワーアップ推進事業自己啓発講演会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、シニアの生きがいと社会参加の促進を図ることを目指した川崎市シニアパワーアップ推進事業の一つとして、シニアが地域社会の一員として積極的にコミュニティづくりに参加する意欲を醸成するために実施する自己啓発講演会（以下「講演会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び運営)

第2条 講演会の実施主体は、川崎市とする。ただし、運営については、川崎市シニアパワーアップ推進事業実施要綱第2条により委託を行うことができる。

(対象者)

第3条 講演会の受講対象は、市内在住の40歳以上の者とする。

(内容)

第4条 講演会のカリキュラムの詳細については、第6条で定める会議にて定めることとする。

(費用)

第5条 講演会の受講料は、無料とする。

(会議)

第6条 講演会の内容の充実を図るため、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課の職員と運営主体の代表で構成する会議を設ける。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、講演会の実施に必要な事項は、健康福祉局長寿社会部長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。